

令和 7 年 8 月 20 日

瀬戸市議会議長 富田 宗一 様

住 所 瀬戸市

氏 名 瀬戸市民の会

連絡先

産廃条例の運用の実効性・透明性の向上を求める陳情

1. 陳情趣旨

平素より瀬戸市の発展と市民生活の向上にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

瀬戸市には、「計画の事前公開」「市民参加の確保」「紛争の未然防止」を目的とした「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」（以下「産廃条例」）が制定されています。

しかしながら、山路町の最終処分場計画に関しては、市民から「計画を知らなかった」「説明会がすでに終了していた」「市公式サイトが分かりづらい」「意見書の提出方法が持参・郵送に限られていて不便」といった声が多数寄せられています。現状、市からの情報発信はWebが中心となっており、計画自体を知らない市民もまだ少なくありません。そのため、市民参加の機会が十分に保障されず、条例の趣旨が発揮されていない状況です。

よって、市民の意見が確実に反映される仕組みとなるよう、下記の改善をご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、具体的な事例については別紙「添付資料」に整理しております。

2. 陳情事項

1. 情報公開・周知の充実

市民が必要な情報に容易に到達でき、適時性が確保される周知運用とすること。

2. 市民参加・意見聴取の確保

意見提出・説明会参加の実効性が担保される手続運用とすること。

3. 中立運用の明確化

中立の立場を保ちつつ、市民が主体的に判断できるよう客観的な情報を適時に提供し、手続の公開性・説明責任を確保しながら、意見聴取を継続的に行うこと。

以上、産廃条例の趣旨に則り、周知不足を解消し、市民参加が実効性を伴うものとなるよう、運用改善をご検討賜りますようお願い申し上げます。

以上

・添付資料 1部



添付資料

当会に寄せられた具体的な声・事例のうち、産廃条例の運用に関わるものを抜粋し、参考として整理します。

1. 周知手段の限定による情報到達性の課題

市内16連区が関連地域とされる計画であるにもかかわらず、市からの直接的な情報提供は、実質的に市公式サイトのみとなっています。市民から、広報など他媒体での情報提供について環境課へ問い合わせたところ

- ・『広報せと』は入稿締切が早く、説明会情報の掲載が間に合わない
- ・瀬戸市公式LINEや環境課インスタグラムは、所管や役割の違いにより発信できない

との回答がありました。当該情報は、市公式サイト内「株式会社東立テクノクラシー 産業廃棄物最終処分場の設置に係る事業計画書等について」ページのみで公表されています。そのため、計画を事前に知らない市民が自力で該当ページを見つけるのは難しく、また、インターネット環境のない方は閲覧自体ができません。この結果、情報が公開されていても、市民への到達性が限定されている状況が確認されます。

2. 事業者説明会における市の立会い

市民からの「なぜ市職員が説明会に同席しないのか」という問いに対し、市は「中立性を保つため、出席しない」と説明しています。しかし、中立性とは賛否のいずれにも偏らないことを意味するものであり、市が住民の声を把握したり、手続や周知が公平・適正に行われているかを確認したりすることまで避ける理由にはならないのではないか、との意見があります。

3. 追加説明会の位置づけと判断の明確化

追加説明会について問い合わせた市民に対し、環境課から「追加説明会の開催要望は連区・自治会から事業者へ直接行うものであり、市は間に立つが『開催しなさい』とは指示できない」と説明があったと聞いています。しかし、条例第10条第2項には「市長が必要と認めた場合に説明会の追加開催を指示できる」という趣旨の規定があります。また、市公式サイトの「条例手続きの流れ」フローチャートについても、条例の趣旨に沿い、追加説明会開催についての追記を求める意見があります。

4. 情報公開文書の非開示（黒塗り）と透明性

説明会報告書（情報公開請求により入手）において、東立テクノクラシーの親会社である「株式会社海青」が黒塗り（非開示）となっていました。多数の参加者がいた説明会で共有された情報の名称が非公開とされることに対し、疑問の声が上がっています。また、海青は計画地の地権者でもあるため、将来的な責任の所在に関わる重要な情報が過度に隠されることは、住民による適正な検証を妨げることになります。このため、非開示の法令根拠や個別の判断理由を明示するとともに、公共性・公益性の高い固有名詞については可能な範囲での開示を求める意見があります。

5. 意見書見解の周知方法と情報アクセス性

個人が意見書を提出する方法は持参・郵送のみで、Eメール不可となっています。一方、その意見に対する事業者からの見解は市サイトでのPDF掲載が正式な周知とされています。この掲載場所が分かりにくく、文字も極めて小さいため、実質的に周知が届きにくい状況です。一方、自治体が提出した意見書に対する見解は、条例に定められた三つの方法（①説明会開催、②関係住民への文書配布、③市長が適当と認める方法）により周知されると環境課は説明しています。しかし、個人が提出した意見であっても、その見解は提出者本人に限らず関連住民全体に周知されるべきであるとの声があります。